

物流等関連施設等指定管理者選定委員会

報 告 書

平成 22 年 9 月

1 経緯

物流等関連施設及び港湾関係厚生施設の指定管理者の選定にあたり、物流等関連施設等指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の審査やプレゼンテーションを含む面接審査を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 物流等関連施設指定管理者選定委員会

委員長	來生 新	（横浜国立大学 名誉教授・放送大学 教授）
委員	塩畑 英成	（㈱日通総合研究所 顧問）
委員	富田 功	（神奈川大学 非常勤講師）
委員	三縄 昭男	（三縄昭男公認会計士事務所 所長）
委員	吉留 和男	（独立行政法人雇用・能力開発機構 港湾職業能力開発短期大学校横浜校 校長）

3 審査の経過

経過項目	年月日
●第1回選定委員会 （委員長及び委員長代理の選出、選定スケジュールの決定、審査要項・審査基準の決定）	平成22年7月8日（木）
応募書類配布	平成22年 7月21日（水）～8月6日（金）
審査要項等に関する質問の受付	平成22年 7月21日（水）～7月27日（火）
質問への回答	平成22年7月30日（金）
応募書類受付	平成22年 8月2日（月）～8月6日（金）
●第2回選定委員会 （書類審査・面接審査、採点、指定候補者の選定）	平成22年9月2日（木）

●第3回選定委員会

(報告書作成、選定結果報告)

平成22年9月28日(火)

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、各施設の「審査要項」及び「審査基準」に従って、応募者から提出された応募書類の審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、指定候補者を選定することとしました。

点数については、合計1,000点を各評価項目に配分し、各委員が評価項目ごとに採点した上で、その合計点を得点としました。

* 評価項目及び配点

(1) 物流等関連施設

評 価 項 目		配 点	
大項目	小項目		
1 管理運営の基本方針	(1) 物流等関連施設を運営するための基本的な知識、能力	100	200
	(2) 物流等関連施設を運営するための取組方針	100	
2 管理運営の安定性	(1) 管理体制及び組織	50	300
	(2) 人員配置計画	100	
	(3) 管理実績	100	
	(4) 経営基盤	50	
3 管理運営に関する提案	(1) 効率的な管理、利便性向上による利用促進	150	400
	(2) 経費節減	150	
	(3) 安全管理・法令の遵守等	50	
	(4) その他の提案	50	
4 収支計画	指定期間中の収支計画書	100	100
合 計		1,000 点	

(2) 港湾関係厚生施設

評 価 項 目		配点	
大項目	小項目		
1 管理運営の基本方針	(1)港湾関係厚生施設を運営するための基本的な知識、能力	150	300
	(2)福利厚生施設運営の基本方針	150	
2 管理運営の安定性	(1)管理体制及び組織	50	200
	(2)人員配置計画	50	
	(3)管理実績	50	
	(4)経営基盤	50	
3 管理運営に関する提案	(1)利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等	100	380
	(2)複数施設一体管理の方策と経費節減策	50	
	(3)安全対策、緊急時の対応策	50	
	(4)個人情報への対応策	50	
	(5)法令の遵守について	50	
	(6)関係機関、団体との連携についての提案	50	
	(7)その他の提案	30	
4 収支計画	収支計画書	120	120
合 計		1,000 点	

5 応募者の制限

応募者について、応募書類により、審査要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

[参考 審査要項より]

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

応募者は、
物流等関連施設は財団法人横浜港埠頭公社に、
港湾関係厚生施設は社団法人横浜港湾福利厚生協会に限ります。

イ 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
- (キ) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募団体

(1) 物流等関連施設

申請者名：財団法人 横浜港埠頭公社

(2) 港湾関係厚生施設

申請者名：社団法人 横浜港湾福利厚生協会

7 審査結果

選定委員会において、厳正な書類審査、面接審査を行った結果、次のとおり、指定候補者に選定しました。

(1) 物流等関連施設

(財) 横浜港埠頭公社

(2) 港湾関係厚生施設

(社) 横浜港湾福利厚生協会

8 審査得点

(1) 物流等関連施設

申請者名	評価項目 (大項目)	評価点/満点
(財) 横浜港埠頭公社	1 管理運営の基本方針	180/200
	2 管理運営の安定性	250/300
	3 管理運営に関する提案	310/400
	4 収支計画	76/100
	合計	816/1,000

(2) 港湾関係厚生施設

申請者名	評価項目 (大項目)	評価点/満点
(社) 横浜港湾福利厚生協会	1 管理運営の基本方針	266/300
	2 管理運営の安定性	158/200
	3 管理運営に関する提案	283/380
	4 収支計画	91/120
	合計	798/1,000

9 審査講評

(1) 物流等関連施設

申請者名	講評
(財) 横浜港埠頭公社	<p>港湾施設の管理運営の豊富な知識・経験や、安定した管理体制・基盤に加えて、港湾を巡る状況を適切に理解し、「施設管理」から「施設運営」の視点等を掲げた管理運営の基本方針について高く評価しました。</p> <p>業務の実施にあたっては、港湾関係者のみならず、荷主企業等の幅広いニーズの把握に努め、横浜港の国際競争力の強化に資することを期待します。</p>

(2) 港湾関係厚生施設

申請者名	講評
(社) 横浜港湾福利厚生協会	<p>港湾関係者向けの厚生施設の管理運営実績に基づく、知識・能力の蓄積や、本施設の設置目的、港湾労働者のニーズ等を適切に踏まえた基本方針、効率的で安定した管理体制等について高く評価しました。</p> <p>また、港湾関係機関、団体との連絡・協議体制が整っており、港湾への女性進出等、港湾労働者の就業環境の変化に適切に対応し、利用者ニーズに合ったサービスの提供を期待します。</p>

10 総評

今回の提案は、いずれも「公の施設」の適切な管理運営に加えて、港湾を取り巻く状況を理解し、利用者ニーズを的確に施設運営に反映させる「利用者サービスの向上」に向けた取り組みに重点を置いており、指定管理者制度の趣旨や横浜市の方針を十分に理解した内容でした。

本委員会が選定した指定候補者については、いずれも業務遂行に必要な知識・能力や、施設の設置目的や特性を理解した運営方針、堅実な管理組織体制等を評価し、指定管理者としてふさわしい団体であると判断しました。

今後、指定管理者の業務を通じて、利用者ニーズに的確に対応した高品質のサービスの提供などにより、各施設の活性化はもちろん、横浜港のさらなる発展にも大いに寄与されることを期待します。

